



Title	遺言の方式に関する研究
Author(s)	久貴, 忠彦
Citation	大阪大学, 1985, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/34930
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【1】

氏名・(本籍)	久 貴 忠 彦
学位の種類	法学博士
学位記番号	第 6700 号
学位授与の日付	昭和 60 年 2 月 18 日
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 2 項該当
学位論文題目	遺言の方式に関する研究
論文審査委員	(主査) 教授 田中 整爾 (副査) 教授 濱上 則雄 教授 中野貞一郎

論文内容の要旨

I. 民法は、遺言の方式について厳格な規定をおいている。遺言が、財産や身分をめぐる重要な事項についてなされるものであることから、その作成にさいしては遺言者に慎重な考慮を促す要があり、また、遺言が遺言者の死亡の時にその効力を生ずるものであることから、偽造変造を防ぐとともに、遺言者の真意を明白な形で確保することが必要だからである。しかしながら、厳格さを余りに強く求めるならば、方式不備の遺言を頻出せしめ、遺言者の遺思の実現を不可能ならしめる場合が多くなるであろうことも、また考えなければならない。その上、民法の定める方式には必ずしも適切でないものも含まれている。かくして、明治以来、判例や学説は、厳格性の緩和に力を尽くしてきた。その方向は正しく、問題はないが、しかし反面、過大な緩和を考えるときには偽造変造のすきを生じ、遺言者の真意確保が危うくなることであろう。かくて、その限界ないしは調和点をいざこに見出すか、が今日われわれに課せられた課題である。

このように、遺言の方式は、ようやく遺言の利用がふえつつある今、重要な意義をもつてゐるが、どのような事情からか、方式に関する研究は現行法下積極的には進められていないように思われる。そのため、深く検討されることのないまま長年見過されてきた問題点もあるし、あるいはまた、従来から通説として受け継がれている説について再検討が必要な点があるようにも思われる。

以上のような基本的立場に立って、私は、近年のいくつかの論稿においてその考えるところを明らかにしてきた。以下は、その概畧である。

II. 本学位申請論文「遺言の方式に関する研究」は、第一部としての五編の論文と、第二部としての六編の判例研究から成るが、中心となるのは前者である。これらを個別にとりあげる。

(a) 論文1の「自筆証書遺言の方式をめぐる諸問題」は、自筆証書遺言の方式全般を概説したものである。私自身としては、かつて執筆を担当した「注釈民法(26)」の「遺言の方式」中の「前注」および「普通の方式」において、それまでの判例・学説の紹介や分析を行ない、またいさか私の見を明らかにしたのであるが、本論文では、その後の発展にも留意した上、多少ながら外国法や実態調査の結果にも言及した。本論文で示した私のいくつか、たとえば、タイプライター使用や録音テープ使用は「自書」といえないこと、封筒も遺言書の一部とみられる場合のあること、「日付」の記載としては年月のみならず日の記載をも要すると考えられ、また、「吉日」は無効な日付と解すべきこと、「氏名」の自書としては、大審院判決や通説の理解と異なり、住所その他の記載が必要な場合はありえないべきこと、「押印」の要件は緩和する方向で考えるべきこと、などはすでにさきの注釈民法でものべたものである。また、特別な事情のあるときには押印を欠くものも有効と解する点は論文6の判例研究において、さらに、加除変更の方式に対する批判やそれと撤回との関係についての私の見は論文7および8の判例研究において、それぞれ検討したところを簡単に再述している。

(b) 論文2の「自筆証書遺言における自書の意味——大阪高裁昭和五八年三月一六日判決をめぐって——」は、題名通り、方式としての「自書」とは何か、より具体的にいうならば、第三者の添え手があるときも有効な自書といいうか、の点について、比較法的検討をも加えながらのべたものである。わが国ではこれまで、この問題は一定の要件下で肯定に解されてきていたものの、立ち入った検討がなされたことはなかったと思われる。本論文で、私は、遺言者の真意の確保について疑問のない限り、かかる遺言も有効と解すべきであるとの基本的態度を示しながらも、事態のいかんによっては無効と解ざるをえない場合のあることをのべた。

(c) 論文3の「公正証書遺言における証人適格——最高裁昭和五五年一二月四日判決をめぐって——」は、盲人も公正証書遺言の証人たりうるか、の点を論じたものであり、とくに方式の一つとして民法969条4号が定める「承認」の意味を追究したものである。盲人も適格者たりうるとの私の見は、さきの注釈民法(102頁)で明らかにしていたが、そこでは詳しい理由をのべる余裕がなかった。本論文は、この点を詳述している。従来、この承認は、同条3号に則って読みきかせられた内容の通りに証書が書かれていることを、証人として見届けること、と解され、したがって読むことのできない者は欠格と考えられてきた。しかし、私はこれを疑問とし、本論文において、筆記の正確なことの承認とは、公証人によって読みきかせられた証書の内容がさきの遺言者の口授と一致していることを確認すること、と解すべきであり、この確認は耳で聴くことによってもなしうるから、事情によっては盲人も充分に証人としての役割を果しうることをのべた。

(d) 論文4と5は、ともに証人・立会人に関するものである。4の「遺言における証人と立会人」では、証人と立会人の本質を探ろうとした。従来、通説によれば証人と立会人とは質的に異なるとされてきたが、私はこれに疑問をもち、明治23年の旧民法、法典調査会における原案と修正案、明治31年民法を検討した結果、本論文で次のような私の見を明らかにしている。すなわち、証人と立会人とは本質を同じくし、ともに、遺言者が他の何者の不当な干渉・介入もなしに自由な意思にもとづいて遺言をする状況(場)を確保すべき任務を負って立ち会う者であり、そして、証人とは遺言者からの要請にもとづいて立ち会

う者であり、立会人とは警察官など自らの職務にもとづいて立ち会う者である。

(e) 論文5の「遺言における証人・立会人の事実上の欠格」は、講学上事実上の欠格とよばれる問題をとりあげたものである。本論文で、私は、証人・立会人の立会が必要な各方式ごとにそれぞれ、旧民法以来の論議にふれながら、証人・立会人が具体的にいかなる行為をすべきことが求められているかを明らかにし、盲人などの障害者や無筆の者が所定の行為をよくなしするかを検討したのち、個別的に、欠格たらざるをえない諸種の事例を示した。そして、基本的には、明文による制限ではない事実上の欠格は、必要最小限の範囲にとどめられるべきであるとの考えを明らかにした。

(f) 論文6～11は、いずれも判例研究である。ほとんどが上記第一部の論文1～5より以前の執筆であり、結論にあたる私見の部分の多くは論文1～5の中にとりこまれている。その点からいえば、徒らに重複するようでもあるが、ただ、とくに論文1は紙数の制約から結論を導く過程の叙述を簡単にせざるをえなかつたため、それを明らかならしめる点で論文6、7、8を添えることは意味があろうかと考え、また、公正証書遺言における口授の問題は第一部では扱われていないため、これについて検討した論文9、10を添えることを考えた次第である。

(g) なお、民法は、昭和37年改正で、特別縁故者に対する相続財産の分与（958条の3）という、比較法的にも珍しい制度を創設した。私は、同制度の本質は遺言の補充とみるべきであると考えており、そのように理解することによってさまざまな特別縁故者類型に一貫性を見出すことができると思われるが、この制度を全般的に検討したのが、参考論文の1、「判例特別縁故者法」である。

論文の審査結果の要旨

本論文は、旧民法以来の制度の沿革および外国の諸立法例との比較研究から現在の解釈論を批判し、具体的適用という面から見直して現実の具体例に則して理論を構成しようとするもので、その創造的研究の成果は既存の学界に多大に貢献し、その水準をたかめるにたり、法学博士の学位に十分に値する労作であると判定する。